

評価報告書

千葉商科大学大学院
会計ファイナンス研究科
会計ファイナンス専攻

令和6年 3月 25日



令和 5 年度分野別認証評価

特定非営利活動法人 国際会計教育協会

会計大学院評価機構評価委員会

I 評価結果（総合判定）

評価基準 10 章すべての基準，解釈指針を満たしていることから，会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認める。

II 認定会計大学院について

教育課程と教員組織にかかる 5 章（第 2 章，第 3 章，第 4 章，第 5 章，並びに第 8 章）すべての基準，解釈指針を満たしていることから，認定会計大学院として認める。

「認定会計大学院」の称号を授与する。

Ⅲ 評価結果の判断理由並びに要望事項

千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科会計ファイナンス専攻（以下、当該会計専門職大学院という。）の令和5年度分野別認証評価に関して、当該会計専門職大学院から提出された自己評価報告書に基づき、会計大学院評価機構の定める評価基準を満たしているかについて調査を行った結果、適否判定リストのとおり、すべての基準を満たしており、評価基準に適合していると認められた。

なお、要望事項について付記している。

[要望事項]

1. 教育課程の説明

基準1-2-2は満たしているが、貴校の3コースの7分野の教育課程の履修科目及び修了単位の説明において、会計学修士と税務ファイナンス修士の相違点の説明がわかりにくい点がある。例えば、租税法系コースにおいても公認会計士試験短答免除要件を満たすと読めるような部分があるので、税務ファイナンス修士の学位であっても必要な単位を追加取得することにより公認会計士試験短答免除要件を満たすことができることなどパンフレットの記載も含め誤解されないような記述とすることが望ましい。

2. 教育課程連携協議会の記述の充実

貴校の学則に基づき選任されている教育課程連携協議会の構成員は専門職大学院設置基準の要件に合致しており基準2-1-1及び基準5-1-1は満たしているが、自己点検評価報告書においては構成員のうち学外者のみが掲記されているので、学内者も構成員となっていることがわかるような記載にすることが望ましい。

3. シラバスの充実

基準3-2-1は満たしているが、一部の科目のシラバスにおいて、各回の授業内容の記述が簡素であるもの、授業外の事前学習（予習）及び事後学習（復習）に関する記述が包括的な記述に留まっているものがある。科目により異なる点はあるが、基本的に講義回ごとに予習・復習事項も含めてより詳しい記述を行うことが望ましい。

4. オンライン授業及び複数の教員による同一科目授業

基準 4 - 1 - 1 は満たしているが、貴校はオンラインによる授業を多く配置していることから、対面による授業とオンラインによる授業との教育の効果を事後的に評価する仕組みには不十分な点がある。後述するとおり少人数授業は評価できるが、複数の教員によって同一科目の授業を行う場合には授業水準を一定に保つこと及び成績評価が公平に行われることが必要となる。この点、貴校では複数教員が同一科目を担当する場合にはリーダーとなる教員が共通のシラバスを作成するなどの対応を図っているところであるが、教育効果について教員間での検討や試験実施の共通化などの工夫を検討することが望ましい。

5. FD 活動の拡充

基準 5 - 1 - 1 は満たしているが、FD 活動に関しては講演会及び研究会など講師による講演方法によるものを記述しており、授業方法等について意見交換会議等の活動は FD 活動として記述していないため、幅広く FD 活動について記述することが望ましい。

また、貴校ではオンライン授業を拡大していく方向にあり、教員と学生間および学生同士での双方向授業が適切に行われることが求められる。この点、グループスタディーや学生間の討論を促すなどを工夫が個々の教員ベースで行われているが、個々の教育方法の改善の取り組みが必ずしも教員間で共有されていない。このため、専任教員以外の教員も含め授業方法の改善に向けた取り組みの内容や成果を教員間で共有できる仕組みを整備することが望ましい。

[優れた点]

1. 授業方法の多様化

貴校は社会人学生の学習機会を提供することに配慮し、コロナ禍により対面授業が制約を受けざるを得なくなったことを契機にオンラインによる教育体制の整備が図られており、さらにオンライン授業の特性を活かし、同一科目が複数の曜日・時限に開講されることで学生の履修機会が拡大されており、少人数クラスでの教育ができることで手厚い学習指導が行われている。特に、単に講義をオンラインで提供するだけでなく、すべての講義を収録し、就業など事情で対面講義に出席できなかった学生に対する学習支援を行っており、社会人学生の学習に配慮した体制が構築されている点は優れた点として評価できる。

2. 論文作成の指導及び評価体制

貴校は修士論文を作成する学生が多数を占めているところ、論文の作成指導において指導教員が担当する学生の人数は多くても4名程度としており、オンライン授業による場合でも十分な指導時間が確保できるようにしている。また、セメスタごとに段階的な指導を行っており、論文の進捗を適切に評価するため、中間審査を導入して途中段階で厳格な質的担保を図っている。このような指導体制は、専任教員以外の指導担当教員も多いことも踏まえた教育水準の確保に留意が必要ではあるが、優れた点として評価できる。

また、修士論文は大学図書館で一括管理しており、在学生は閲覧のみ可（貸出し及びコピーは不可）としている上、提出されるすべての修士論文は不適切な引用等がないか専用のソフトウェアを用いて検証を行うなど、研究不正の防止に努めている。これらは優れた点として評価できる。

3. 学習環境と学習支援

貴校では対面授業を受講するために通学する学生に対して、大学院生の学習室が学内に複数設置されているほか、大学図書館においても学習する部屋が設けられており、個人学習及びグループ学習に十分な学習環境が整えられている。一方、大学図書館は会計学・租税法に関する文献が充実しており、遠隔地の社会人学生のため学習や論文作成に必要な参考文献は図書館から無料郵送サービス受けることができる。このような学習環境及び学生支援体制は優れた点として評価できる。

適合判定リスト

章	基準	適否	付記事項
1-1 教育目的	基準1-1-1「教育目的の明文化」	○	
1-2 教育目的の達成	基準1-2-1「会計職業人像に適った教育」	○	要望事項
	基準1-2-2「体系的な教育, 厳格な成績評価と修了認定」	○	
	基準1-2-3「第三者評価の尊重と努力の継続」	○	
2-1 教育内容	基準2-1-1「社会的期待を反映した教育課程」	○	要望事項
	基準2-1-2「段階的カリキュラム」	○	
	基準2-1-3「授業科目のバランスのとれた年次配当」	○	
	基準2-1-4「大学設置基準にしたがった授業時間」	○	
3-1 授業を行う学生数	基準3-1-1「少人数教育」	○	優れた点
3-2 授業の方法	基準3-2-1「適切な授業方法等」	○	要望事項 優れた点
3-3 履修科目登録単位数の上限	基準3-3-1「履修科目登録単位数の上限」	○	
4-1 成績評価	基準4-1-1「成績評価」	○	要望事項
	基準4-1-2「他の大学院の単位の認定」	○	
4-2 修了認定およびその条件	基準4-2-1「修了認定およびその要件」	○	
5-1 教育内容等の改善措置	基準5-1-1「継続的なFDの実施」	○	要望事項
	基準5-1-2「実務家教員と研究者教員のFDの重点」	○	
6-1 入学者受入	基準6-1-1「アドミッション・ポリシーの公表」	○	
	基準6-1-2「アドミッション・ポリシーによる入試」	○	

	基準6-1-3 「公正な入試機会の提供」	○	
	基準6-1-4 「客観的な評価」	○	
	基準6-1-5 「多様な入学者の受け入れ」	○	
6-2 収容定員と 在籍者数	基準6-2-1 「収容定員の上限管理」	○	
	基準6-2-2 「収容定員の適宜見直し」	○	
7-1 学習支援	基準7-1-1 「十分な履修指導体制」	○	
	基準7-1-2 「学習相談と助言体制」	○	
	基準7-1-3 「教育補助者による学習支援体制の 整備」	○	
7-2 生活支援等	基準7-2-1 「生活支援等」	○	
7-3 身体に障が いのある学生に 対する支援	基準7-3-1 「障がいのある学生に対する支援」	○	
7-4 就職支援 (キャリア支援)	基準7-4-1 「就職支援」	○	
8-1 教員の資格 と評価	基準8-1-1 「教育上必要な教員の配置」	○	
	基準8-1-2 「教員の指導能力の適格性」	○	
	基準8-1-3 「教員の採用と昇進」	○	
8-2 専任教員の 配置と構成	基準8-2-1 「専任教員の必要数と配置」	○	
	基準8-2-2 「専任教員のバランス」	○	
8-3 研究者教員	基準8-3-1 「専任の研究者教員の適格性」	○	
8-4 実務家教員	基準8-4-1 「専任の実務家教員の適格性」	○	
8-5 専任教員の 担当科目の比率	基準8-5-1 「専任教員の担当科目の比率」	○	
8-6 教員の教育 研究環境	基準8-6-1 「教員の授業負担」	○	
	基準8-6-2 「教員の研究専念期間」	○	
	基準8-6-3 「専任教員を補助する職員の配置」	○	

9-1 管理運営の 独立性	基準9-1-1「独立の運営の仕組み」	○	
	基準9-1-2「教育課程にかかる審議のための会議」	○	
	基準9-1-3「人事の審議の尊重」	○	
	基準9-1-4「十分な財政的基盤」	○	
9-2 自己点検お よび評価	基準9-2-1「自己点検および評価の実施と公表」	○	
	基準9-2-2 「自己点検および評価の実施体制」	○	
	基準9-2-3 「自己点検および評価結果の活用」	○	
	基準9-2-4 「自己点検および評価のための外部評価員」	○	
9-3 情報の公表	基準9-3-1「教育活動等の状況の情報提供」	○	
	基準9-3-2「教育活動等に関する重要事項の情報提供」	○	
9-4 情報の保管	基準9-4-1「評価の基礎となる情報の保管」	○	
10-1 施設の整備	基準10-1-1「教室、演習室等の整備」	○	優れた点
10-2 設備および機器の整備	基準10-2-1「設備および機器の整備」	○	
10-3 図書館の整備	基準10-3-1「図書館の整備」	○	
(注1) 適否欄には、基準を満たす場合は○、満たさない場合は×を記入する。			
(注2) 付記事項欄には、基準を満たさない場合は判定理由と記入し、その他に要望事項または優れた点がある場合は、その旨を記入し、それぞれの内容は別に記載する。			
(注3) 第2章、第3章、第4章、第5章及び第8章のすべての基準を満たす場合に評価基準に適合していると認められる。			